

報告第17号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年11月26日提出

川崎市長 阿部 孝夫

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	22. 8. 10	円 35,227	平成22年7月2日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、方向転換しようとして前進した際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの
2	環境局	22. 8. 16	円 306,411	平成22年6月26日、被害者宅駐車場で、本市小型ごみ収集車が、剪定された枝を収集しようとして当該駐車場に進入し、被害者所有の当該駐車場のコンクリートの舗装を破損させたもの
3	環境局	22. 9. 3	円 110,250	平成22年6月26日、宮前区けやき平1番47号先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと右に寄った際、被害者所有の当該集積所の外壁に接触し、破損させたもの
4	環境局	22. 9. 10	円 80,850	平成22年8月19日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、駐車中の車両を避けようと右に寄った際、被害者所有の塀に接触し、破損させたもの

5	環境局	22. 10. 7	円 471,000	平成22年8月19日、中原区丸子通1丁目471番地先路上で、本市職員が、本市中型空き缶収集車から降車しようとしてドアを開けたため、右後方から走行してきた被害者所有の自動二輪車が衝突を避けようと右に寄ったところ、前方から走行してきた本市車両に接触し、当該自動二輪車が破損したもの
6	環境局	22. 10. 7	円 31,500	平成22年8月25日、川崎区小田5丁目10番21号先交差点で、本市中型ごみ収集車が、右折しようとした際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの
7	環境局	22. 10. 12	円 3,392	平成22年8月25日、宮前区神木1丁目3番地6先路上で、本市職員が、作業を終え、本市中型ごみ収集車に乗車し、ドアを閉めようとした際、左後方から走行してきた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
8	高津区役所	22. 8. 20	円 131,145	平成22年7月14日、高津区千年92番地団地駐車場で、本市軽ライトバンが、駐車しようとして前進した際、被害者所有の倉庫に接触し、破損させたもの
9	消防局	22. 9. 23	円 165,722	平成22年8月1日、被害者宅駐車場で、本市救急車が、当該駐車場から出ようとして前進した際、駐車していた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの
10	環境局	22. 8. 10	円 111,956	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、被害者所有の次の物件を汚損させたもの 普通乗用車（被害者（ア）） 小型乗用車（被害者（イ）） 普通乗用車及び小型乗用車（*****） 普通乗用車（*****） 普通乗用車（被害者（ウ）） 小型乗用車（被害者（エ）） 小型ライトバン（*****） 普通乗用車（*****） 小型乗用車（*****） 小型乗用車（*****） 建物の外壁等（被害者（オ））
11	環境局	22. 8. 13	円 125,588	
12	環境局	22. 8. 18	円 32,200	
13	環境局	22. 8. 27	円 208,089	
14	環境局	22. 8. 27	円 78,750	

15	環境局	22. 8. 27	円 42,525	小型乗用車（被害者（カ）） 建物の外壁等（被害者（キ）及び（ク）） 建物の外壁等（被害者（ケ））
16	環境局	22. 8. 27	円 176,957	普通乗用車（被害者（コ）） 普通乗用車（*****） 建物の外壁等（被害者（サ）及び（シ））
17	環境局	22. 8. 28	円 75,600	小型乗用車（被害者（ス）） 普通乗用車2台（被害者（セ）） 建物の外壁等（被害者（ソ））
18	環境局	22. 9. 1	円 323,011	小型乗用車（被害者（タ）） 建物の外壁等（被害者（タ）及び（チ）） 小型乗用車（*****）
19	環境局	22. 9. 1	円 287,973	
20	環境局	22. 9. 3	円 26,250	
21	環境局	22. 9. 3	円 9,975	
22	環境局	22. 9. 9	円 140,490	
23	環境局	22. 9. 10	円 339,150	
24	環境局	22. 9. 10	円 113,400	
25	環境局	22. 9. 10	円 76,250	
26	環境局	22. 9. 13	円 82,530	

27	環境局	22. 9. 14	円 57,750	
28	環境局	22. 9. 22	円 133,192	
29	環境局	22. 9. 29	円 159,554	
30	環境局	22. 5. 11	円 49,350	
31	環境局	22. 10. 1	円 1,051,680	
32	環境局	22. 10. 3	円 254,973	
33	建設緑政局	22. 9. 2	円 414,765	平成19年6月23日、宮前区鷺沼1丁目18番地13先路上で、被害者運転の原動機付自転車が走行中、舗装の破損箇所に接触して転倒し、当該原動機付自転車が破損し、及び被害者が負傷したもの
34	建設緑政局	22. 9. 8	円 52,500	平成22年3月21日、高石見晴し緑地内で、樹木の枝が、強風により折れ、隣接する建物に設置された被害者所有のアンテナに接触し、破損させたもの
35	建設緑政局	22. 9. 29	円 27,733	平成21年11月21日、宮前区東有馬4丁目22番21号先路上で、被害者運転の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの
36	建設緑政局	22. 10. 13	円 119,878	平成20年12月21日、川崎区渡田東町19番5号先路上で、被害者が歩行中、路面の段差につまずいて転倒し、負傷したもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議 決 年 月 日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変更事項		専決処分 年 月 日	変 更 理 由
				変更前	変更後		
56	21.3.19	蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅新築第5号工事	川崎市中原区新丸子東1丁目827番地 大山・野州・村松・山澄共同企業体 代表者 株式会社 大山組 代表取締役 大山 廣晃 構成員 野州工業株式会社 代表取締役社長 大島 廣史 構成員 株式会社 村松工務店 代表取締役 村松 久 構成員 山澄建設株式会社 代表取締役 高村 信之	契約金額 2,085,930,000 円	契約金額 2,120,188,350 円	22.11.2	住宅建設設計指針の運用の変更に伴い、防水等の仕様の変更及び想定外の地中障害物の撤去を行う等、工事内容の変更等を行ったものである。
68	21.6.24	川崎駅東口駅前広場再編整備建築その他工事及び川崎駅東口駅前広場再編整備工事並びに川崎駅東口駅前広場再編整備（付帯）工事	横浜市中区太田町四丁目51番地 鹿島・五洋・鉄建・重田共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 中村 満義 構成員 五洋建設株式会社 取締役社長 村重 芳雄 構成員 鉄建建設株式会社 代表取締役社長 橋口 誠之 構成員 株式会社 重田組 代表取締役 重田 洋一	契約金額 3,832,500,000 円	契約金額 4,064,197,200 円	22.10.20	本工事において、環境に配慮した施設を導入し、低炭素化・ヒートアイランド対策を目指すものとして、タクシージャケットに太陽光電池パネルを施し、また照明施設をLED等に変更するため、施設変更に伴う増工が生じるものである。

<p>98</p>	<p>21.10.7</p>	<p>東高津小学校改築工事</p>	<p>川崎市幸区小倉 8 0 3 番地 1                  ハヤカワ・沼田・千代田 共同企業体代表者                  株式会社ハヤカワ                  代表取締役                  早川 祐樹                  構成員                  沼田工業株式会社                  代表取締役                  沼田 順一郎                  構成員                  千代田建設工業株式会社                  代表取締役                  吉澤 千作子</p>	<p>契約金額                  1,347,150,000 円</p>	<p>契約金額                  1,352,622,600 円</p>	<p>22.10.29</p>	<p>本工事において、当初想定していなかった地中障害物が見つかり撤去が必要になったことや、施工上山留め工事などが必要になったため、変更を行うものである。</p>
<p>21</p>	<p>22.3.18</p>	<p>古市場住宅新築第3号工事</p>	<p>川崎市高津区末長 4 2 番地 3                  大藤・千葉・三王共同企業体                  代表者                  株式会社大藤建設                  代表取締役                  安藤 大樹                  構成員                  千葉建設株式会社                  代表取締役                  千葉 昇                  構成員                  三王建設株式会社                  代表取締役                  国沢 俊彦</p>	<p>契約金額                  570,150,000 円</p>	<p>契約金額                  576,593,850 円</p>	<p>22.10.25</p>	<p>試掘の際、多量の地下水が出たため、仮設計画の見直しを行う等、工事の変更を行ったものである。</p>

3 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成22年10月26日

公布年月日 平成22年10月26日

川崎市条例第37号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表高津区の項区域の欄中「下作延5丁目」の次に「、下作延6丁目、下作延7丁目」を加える。

(川崎市葬祭条例の一部改正)

第2条 川崎市葬祭条例(昭和27年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

かわさき北部斎苑	川崎市高津区下作延1, 872番地
----------	-------------------

」

を

「

かわさき北部斎苑	川崎市高津区下作延6丁目18番1号
----------	-------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 11 月 22 日から施行する。